

答 申 第 2 5 号

平成 25 年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成 24 年 6 月 28 日付け諮問第 30 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

都市計画法第 43 条第 1 項に違反する特定の建築物に関する是正計画書等

答 申

第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、次に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分については、実施機関がこれを非公開としたことは妥当である。

- 1 第 2 の 4 に記載する対象公文書 1 の各非公開部分（印影を除く。）
- 2 第 2 の 4 に記載する対象公文書 4 の本文 1 行目の非公開部分

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 24 年 3 月 27 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成 24 年 4 月 24 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 24 年 5 月 30 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 43 条第 1 項に違反する特定の建築物に関し、建築主から提出された下記 ないし の文書及び使用者から提出された下記 の文書である（以下、併せて「本件対象公文書」という。）。

「是正計画書（弁明書）」（平成 21 年 3 月 17 日付け）（以下「対象公文書 1」という。）

是正計画の経過報告（平成 21 年 10 月 19 日付け）（以下「対象公文書 2」という。）

「是正計画書」（平成 22 年 10 月 6 日付け）（以下「対象公文書 3」という。）

「是正計画書」（平成 23 年 8 月 29 日付け）（以下「対象公文書 4」と

いう。)

5 諮問

平成 24 年 6 月 28 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書について、本件処分を取り消し、印影を除く非公開部分を公開するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立人は、違反建築物に対する実施機関の対応について強い不信と疑念を持っている。

都市計画法による是正命令の出た工場から、是正勧告中の旧工場に機械 2 台が移転され、旧工場では以前に増して低周波騒音がひどくなっている。旧工場については、是正計画の提出もなく、20 年近く放置されている。本件の公開請求に対し、実施機関は、一部を非公開とすることにより、都市計画法違反を隠蔽し、黙認している。

(2) 対象公文書 1 については、異議申立人が以前にも公開請求を行ったが、平成 21 年 4 月 10 日に公開された部分のうち一部が、今回は非公開になっている。違反者に配慮したものといえる。

(3) 対象公文書 4 については、是正計画の内容が非公開となっているが、その後に出された平成 23 年 10 月 14 日付け是正命令事前予告(今回の公開請求に対し全部公開されたもの)の文面からすれば、非公開に該当するとは思われない。

第 4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

特定の建築物が都市計画法第 43 条第 1 項による知事の許可を得ることなく工場として使用されていたことから、東播磨県民局長は、平成 20 年 5

月 26 日付けで、当該建築物の建築主に対し建築物内の工場設備、機械等の撤去に関する是正勧告を行った。本件対象公文書は、当該是正勧告に対して建築主及び使用者から提出された是正計画書及び是正計画についての経過報告書である。

2 部分公開決定の理由

本件対象公文書には、当該建築物の使用者（法人）の経営方針に関する情報及び経理状況に関する情報が記録されている。これらの情報は法人の内部管理に属する情報であり、公にすれば当該法人の公正な事業運営が損なわれると認められるので、条例第 6 条第 2 号の非公開情報に該当する。

第 5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、都市計画法第 43 条第 1 項に違反する特定の建築物について、是正勧告がなされてから同法第 81 条第 1 項の規定に基づく是正命令が出されるまでの過程において、当該建築物の建築主又は使用者から提出された文書である。

対象公文書 1 の内容は、同法違反を是正するための具体的な方策等を明らかにした是正計画であり、同 2 ないし 4 は、当初の是正計画の進捗が遅れている理由や事情を説明したものである。

当該建築物については、本件対象公文書提出後の平成 23 年 11 月 25 日に、建築主及び使用者に対し、是正命令（不利益処分）が発せられており、被処分者名、当該建築物の所在地、命令の内容等は公表されている。

実施機関は、本件対象公文書のうち、被処分者名、違反建築物の所在地のほか、被処分者が違反を認めて是正を行うと述べている部分等を公開する一方、一部の情報を非公開としている。

なお、実施機関は印影も非公開としているが、これは異議申立ての対象外であるので、以下これを除いて判断することとする。

2 非公開部分の条例第 6 条第 2 号該当性

実施機関は、非公開部分は条例第 6 条第 2 号に該当すると主張するので、以下検討する。

(1) 条例第 6 条第 2 号について

条例第6条第2号は「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、非公開とすることを定めている。

このうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるものが該当する。

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止するために定められたものである。

(2) 本件非公開部分の条例第6条第2号の該当性について

対象公文書を審議会で見分したところ、以下のとおり判断することができる。

ア 対象公文書1の非公開部分について

対象公文書1の非公開部分には、当該建築物の使用者（法人）が違法状態を是正するために行う方策が示されている。

対象公文書1に記載された具体的な内容に即して検討すると、その記載内容は、公になっても当該法人の公正な事業運営が損なわれるとは考えられないものであるので、条例第6条第2号には該当せず、公開すべきである。

イ 対象公文書2及び3の非公開部分について

対象公文書2及び3の非公開部分は、当初の是正計画の実行が遅れている理由や事情を述べた部分であり、当該建築物の使用者（法人）の経営の状況が具体的に記載されている。

よって、この部分は、法人の内部管理に属する情報であり、公開した場合、公正な事業運営が損なわれるものであって、条例第6条第2号に該当する。

ウ 対象公文書4の非公開部分について

(ア) 対象公文書4の本文1行目の非公開部分は、違法状態を是正する方策を述べた部分であるが、上記アと同様であって、条例第6条第2号に該当せず、公開すべきである。

(イ) 対象公文書4のその他の非公開部分については、是正計画の実行が遅れている理由や事情を述べた部分であり、当該建築物の使用者（法人）の経営の状況が具体的に記載されているので、上記イと同様の理由により、条例第6条第2号に該当する。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 24 年 6 月 28 日	・ 諮問書の受領
平成 24 年 7 月 17 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 24 年 9 月 4 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 24 年 11 月 12 日 第 2 部会 (第 19 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 1 月 15 日 第 2 部会 (第 20 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 3 月 21 日 第 2 部会 (第 21 回)	・ 審議
平成 25 年 3 月 27 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 正 木 靖 子

委 員 清 水 信 一 (平成 25 年 2 月 28 日まで)

委 員 梶 山 卓 司 (平成 25 年 3 月 1 日から)

委 員 高 田 起 一 郎 (平成 24 年 10 月 31 日まで)

委 員 中 西 一 人 (平成 24 年 11 月 1 日から)